

沖縄の特区・地域税制活用 簡易判定フォーム

I 設備投資を行った場合

「Q&A」を参照しながら、該当する特区・地域に「○」を記入してください。
すべての列に「○」が記入されている特区・地域の税制が活用できる可能性があります。

memo			
設置場所	主な事業	一の生産等設備の種類	一の生産等設備の取得価額合計額

要件項目	経金特区 Q7	物流特区 Q8	情報特区 情報地域 Q9	観光地域 Q12	産業イノベ 地域 Q13	離島地域 Q14
設備投資場所 (Q2)						
対象事業 (Q3)						
対象資産の金額要件 (Q4 I)						
対象資産の要件 (Q4 II)						

※ すべての列に「○」がつけた場合、それぞれの特区・地域のQ&A及び税制(投資税額控除Q16, 特別償却Q17)のQ&Aをご参照ください。

II 新規に法人を設立した場合

「Q&A」を参照しながら、該当する特区に「○」を記入してください。
すべての列に「○」が記入されている特区の税制が活用できる可能性があります。

memo		
設立法人の 本店所在地	主な事業	設立年月日

要件項目	経金特区 Q7	物流特区 Q8	情報特区 Q9
法人設立地区 (Q2)			
対象事業 (Q3)			
事業認定等有り			

※ すべての列に「○」がつけた場合、それぞれの特区のQ&A及び税制(所得控除Q20-1)のQ&Aをご参照ください。